

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 0 5

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 『再掲』新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）について
- 新規の運動器機能向上サービス利用にあたり専門職派遣アドバイス事業が必ず適用されることについて【別紙1】
- 令和2年度版長野市高齢者サービスガイドの訂正について
- 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取り扱いについて【別紙2】
- 令和2年度居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所研修会（集団指導）の資料の掲載について
- 介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について
- 介護保険事業者の指定について
- 総合事業に係る指定事業者の指定について
- 介護保険最新情報について
- 「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」のお知らせ【別紙3】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報～第7号～【別紙4】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

『再掲』新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）について

このことについて、令和2年6月5日号フレッシュ情報 Vol.497号及び6月17日発行のフレッシュ情報号外、6月24日号フレッシュ情報 Vol.498号でお知らせしたところです。この度、サービス利用者等から「既に同意しないと意思表示したにもかかわらず、再度同意をもとめる文書が届いた」とクレームがありましたので、改めてお知らせします。

- 1 サービス利用者のご家族様より、サービス提供事業所から「介護報酬改定のお知らせ」「報酬変更に対する同意を求める文書」が届いたと問い合わせがありました。
本取り扱いは、介護報酬改定ではなく、新型コロナウイルス感染症にかかる報酬上の臨時的な取り扱いとなりますので、利用者に誤解を与えるようなお知らせはしないようご留意願います。
- 2 本取り扱いにおける利用者からの同意については、令和2年6月15日付け介護保険最新情報 Vol.847の問3に示されておりますので、ご確認ください。
なお、利用者から同意を得る方法については、『担当ケアマネジャーと連携の上、負担額が増えることを利用者等に説明し、「同意する」「同意しない」の選択肢があることを利用者等が理解し、判断することができるように、十分に説明をする方法』により行っていただきますようお願いいたします。
また、利用者の同意が得られない場合でも、利用者に不利益を生じさせることがないようにご留意願います。
- 3 区分支給限度額は、本取り扱いを適用した場合でも変わりません。利用者への説明にあたっては、介護報酬の算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他のサービスの給付状況を確認していただきますようお願いいたします。
- 4 本取り扱いの適用は、6月サービス提供分から適用となりますが、適用の終了日は、現時点で未定となっております。
7月サービス提供分以降に本取り扱いを引き続き適用させる場合は、請求前に利用者にご説明していただきますようお願いいたします。

※本取り扱いは、必ずしも適用しなければいけないものではありません。

利用料金の変更されるのが前提のような通知を利用者に送り、同意をしない選択肢を示さずに同意を促すような方法は好ましくありません。また、再三にわたり、同意を促すことは好ましくありません。

本取り扱いを適用する場合は、上記2の方法により、適切に行っていただきますようお願いいたします。

本取り扱いにより、トラブルが生じないよう細心の注意を払った対応を願います。

また、介護保険最新情報Vol.847で続報が出されておりますので、ご確認ください。

問い合わせ先：介護保険課給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

介護予防通所介護相当サービス運動器機能向上サービス提供事業所 様
居宅介護支援事業所介護支援専門員 様

新規の運動器機能向上サービス利用にあたり専門職派遣アドバイス事業が必ず適用されることについて

効果的な自立支援を図るため、下記のとおり期間を限定し、新たな取り組みを実施します。新規の運動器機能向上サービス利用者全員が本事業の適応となりますので、以下の下線部分について、ご理解・ご対応をお願いします。

1 運動器機能向上サービス新規利用者についての市リハ専門職等との連携 (必ず適用)

ケアプランの目標に即した適切な運動器機能向上サービスが、事業所により提供され、生活動作の改善や本人が望む社会参加など、自立した日常生活を営むことができるよう、現状把握及び試行的な取組として期間を限定し下記の①及び②を実施します。

- ① 新規の運動器機能向上が必要な方全員を対象に、初期の段階で市リハ専門職等が自宅に訪問し心身機能、生活環境等の評価や助言・提案等を行う。
- ② 効果的なサービス提供が図れるよう、①の結果を市リハ専門職等が個別の運動器機能向上サービス提供事業所に訪問又は文書で情報提供し、運動器機能向上サービス実施者と市リハ専門職にて連携を図る。

- (1) 目的 運動器機能向上サービス利用者が自立した生活を営むことができるための支援について、現状を把握しケアマネジャーや相当サービス提供事業所と連携し、効果的なサービスの提供を図る
- (2) 実施期間 令和2年10月～3月
(新規利用対応は10月～12月、モニタリングは3月までを予定)
- (3) 対象 新規の事業対象者または要支援認定者で、介護予防通所介護相当サービス運動器機能向上サービスを利用予定の人
- (4) 実施方法
 - ア 市リハ専門職等が高齢者の自宅を訪問し、身体機能や生活状況、生活環境を評価し、解決すべき生活課題を本人、家族やケアマネジャー等と一緒に確認
 - イ 解決するための具体的な提案について、ケアマネジャー及び運動器機能向上サービス事業所と共有・連携し、効果的なサービス利用につなげる
- (5) 実施の流れ（実施例は別紙1をご覧ください）
 - ア 時期 ケアプラン作成時の初期段階（初回または2回目等）
 - イ 連絡 希望日時やおおまかな基本情報等を、地域包括ケア推進課相談支援担当にケアマネジャー等が電話にて連絡

- ウ 準備 必要に応じ市リハ専門職等が、かかりつけ医師や病院リハ職と多職種連携シートを活用し、情報連携
- エ 訪問 市リハ専門職等が訪問（1～2回程度）し、身体機能、生活動作、家屋状況等の評価し、ケアプランの目標達成に向けて必要な運動（セルフケア）や生活環境の工夫等について伝える（必要な資料提供）
必要に応じ、訪問型短期集中予防サービス（サービスC：月2～4回×3ヶ月程度）の提案
- オ 記録等
 - (ア) 市リハ専門職等が、訪問時の評価や助言・提案内容の記録をケアマネジャーへ送る
 - (イ) 市リハ専門職等が、訪問時の評価や助言・提案内容の記録について、運動器機能向上サービス提供事業所に訪問又は文書にて伝え、連携を図る
- カ モニタリング（おおよそ1か月ごと）
 - (ア) 市リハ専門職等が、事業所に直接モニタリングする。
 - (イ) (ア)が困難な場合、市リハ専門職からケアマネジャーに連絡し、事業所からの報告書の内容を聞き取る等の方法で確認する
- キ 終了 運動器機能向上サービスの利用期間（3～6か月）にて専門職アドバイス事業は終了
 - (ア) その後、必要に応じて、再度利用も可能
 - (イ) 運動器機能向上サービスで回復した機能を生かし、自宅または近隣の生活活動での応用（外出、買い物、ゴミ出し等）や生きがいや役割のある社会参加を図るため、必要に応じて訪問型短期集中予防サービス（サービスC）やインフォーマルサービスの利用を提案

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 相談・支援担当
TEL：026-224-7873（直通）

令和2年度版長野市高齢者サービスガイドの訂正について

令和2年度版長野市高齢者サービスガイドにつきまして、訂正箇所がありましたので、以下のとおり訂正をお願いいたします。お手数をおかけしますが、ご確認をよろしくをお願いいたします。

ページ	項目	誤	正
125	訪問看護 「セリタの訪問看護ステーション」 の所在地	篠ノ井布施 747	篠ノ井布施高田 747
125	訪問看護 「セリタの訪問看護ステーション」 の電話番号	247-5365	274-5365

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取り扱いについて

食品衛生法の一部改正により、令和3年6月以降、1回の給食提供食数が20食以上の集団給食施設の設置者等は長野市保健所へ届出が必要になります。また、調理業務を外部事業者に委託する場合は、飲食店営業の許可が必要になります。

については、別紙2のフローチャートを確認いただき届出等の必要性の有無の確認をお願いします。

なお、届出の方法等につきましては、準備が出来次第、改めて通知いたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和2年度居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所研修会（集団指導）の資料の掲載について

標記の研修会について、令和2年6月5日号の「フレッシュ情報」にて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催の中止を連絡させていただいたところですが、本研修会で使用を予定していた資料を下記に掲載しましたのでお知らせします。

[長野市公式ホームページ](#)

トップページ＞組織でさがす＞高齢者活躍支援課＞介護保険事業者への皆様へ＞

・令和2年度居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所研修会の資料について

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、[長野県公式ホームページ](#)の該当サービスをご確認ください。

[長野県公式ホームページ](#)

トップページ＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉＞介護サービス＞市町村・介護保険指定事業者への皆様への情報＞1-2県からのお知らせ○令和2年度介護保険施設・事業者研修会について

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について

標記について、介護保険最新情報Vol.878に掲載されていますので、御確認いただき、引き続き感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

○介護現場における感染対策の手引き


○介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）

○感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）



介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和2年10月1日付け指定分

□訪問介護

介護保険事業者番号	2070107491		
事業所名称	医心館 訪問介護ステーション 長野		
事業所所在地	長野市大字稲葉 916 番地 1		
事業所電話番号	026-274-5026	事業所FAX番号	026-274-5027
開設者の名称	株式会社アンビス	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市		

介護保険事業者番号	2071100818		
事業所名称	訪問介護事業所たむろ		
事業所所在地	長野県中野市吉田 1186-5		
事業所電話番号	080-6589-2277	事業所FAX番号	026-403-0169
開設者の名称	一般社団法人たむろ 処	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	中野市、飯山市、山ノ内町、須坂市、小布施町、高山村、 長野市（戸隠、鬼無里、大岡除く）		

□訪問看護・介護予防訪問看護

介護保険事業者番号	2060190457		
事業所名称	東口メンタルクリニック訪問看護ステーション カシオペア		
事業所所在地	長野市大字栗田 240 番地 3		
事業所電話番号	026-267-7708	事業所FAX番号	026-267-7688
開設者の名称	医療法人東口メンタル クリニック	営業日	月～金
営業時間	9:00～16:30	看護員数	7人
通常の事業実施地域	長野市（第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、大豆島、朝陽、川中島、稲田、徳間、檀田、安茂里、更北）		

介護保険事業者番号	2060190465		
事業所名称	医心館 訪問看護ステーション 長野		
事業所所在地	長野市大字稲葉 916 番地 1		
事業所電話番号	026-274-5026	事業所FAX番号	026-274-5027
開設者の名称	株式会社アンビス	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	看護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市		

総合事業に係る指定事業者の指定について

新たに指定された介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者についてお知らせします。

令和2年10月1日付け指定分

□第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070107491		
事業所名称	医心館 訪問介護ステーション 長野		
事業所所在地	長野市大字稲葉 916 番地 1		
事業所電話番号	026-274-5026	事業所FAX番号	026-274-5027
開設者の名称	株式会社アンビス	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市		

□第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070100678		
事業所名称	三陽介護サービスセンター通所介護事業所		
事業所所在地	長野市西尾張部 1124 番地 6		
事業所電話番号	026-259-2366	事業所FAX番号	026-259-2477
開設者の名称	社会福祉法人長野市社会福祉協議会	営業日	月～土
サービス提供時間	8:30～17:15	定員	30人
通常の事業実施地域	長野市		

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 874】

介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて

【介護保険最新情報 Vol. 875】
令和元年度介護保険事務調査の集計結果について

【介護保険最新情報 Vol. 876】
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取扱いについて

【介護保険最新情報 Vol. 877】
「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694
Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp